

## 仙台市消防局庁舎売店業務受託者募集要項

仙台市（担当：消防局総務部総務課）では、次のとおり仙台市消防局に売店を設置し運営する事業者を募集します。

公募型プロポーザル方式により、売店業務運営事業者を決定しますので、参加を希望する場合は、この募集要項の各事項及び関係法令等をご承知の上、お申し込みください。

### 1 事業及び施設の概要

#### (1) 業務の名称

仙台市消防局庁舎売店業務委託

#### (2) 業務内容

仙台市消防局庁舎売店の運営

#### (3) 施設の概要

所在地 仙台市青葉区堤通雨宮町2番15号 仙台市消防局庁舎 2階

売店本体の面積 約15㎡

### 2 応募資格

- (1) 市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと
- (4) 県内に本店又は支店若しくは営業所を有し、市内で3年以上の売店業務の営業実績があること

### 3 募集に関するスケジュール

#### (1) 募集要項の配布

##### ア 配布日時

令和7年10月27日（月）～令和7年11月10日（月）までの平日 9時から17時まで

##### イ 配布場所・申請書提出先

〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町2番15号 仙台市消防局4階

仙台市消防局総務部総務課総務係

Tel 022-234-1111 fax 022-234-1120 E-mail:syo018010@city.sendai.jp

※郵送での申請も受け付けます。

※募集要項等については、ホームページからもダウンロード可能です。

#### (2) 参加申込書の締切日

令和7年11月17日（月）17時まで（必着）

#### (3) 提案書類等の提出方法及び締切日

令和7年11月26日（水）17時まで消防局総務課へ提出願います。なお提案書（様式2号）はデータを保存した記録媒体も併せて提出願います。

#### (4) 選定方法

審査は、消防局庁舎売店業者選考委員会による書類審査（必要に応じてヒアリングを実施）によ

り行い、運営方針、価格、商品調達力、経営力等を総合的に評価し、最も評価の高い応募者を優先交渉権者に選定し、2 番目に評価の高い応募者を次点者とします。

※ヒアリングを実施する場合は、日程等の詳細を別途通知いたします。

(5) 審査項目

| 項目                  | 提案書における主な審査項目                  | 配点 |
|---------------------|--------------------------------|----|
| 1 基本方針              | 1 「基本方針」                       | 20 |
| 2 販売品目・価格           | 2 「販売品目」                       | 30 |
| 3 実施体制              | 3 「実施体制」及び<br>4 「営業開始へのスケジュール」 | 30 |
| 4 食品の安全面・衛生面/環境への配慮 | 5 「他の業者に対する優位性及び特徴」            | 10 |
| 5 災害時の協力体制・その他      | 6 「災害時の市への協力体制について」及び<br>提案書全般 | 10 |

(6) 選定結果の通知

令和 7 年 12 月中旬（予定）までに応募者全員に通知します。

(7) 選定結果に関する質問

質問は、選定結果通知に記載する期限までに書面を提出してください。回答は、質問者に書面で行います。

4 申請書類

(1) 参加申込書（様式第 1 号）

(2) 提案書（様式第 2 号）

様式第 2 号の販売品目については、任意の様式でも可能。

(3) 添付書類

ア 法人登記事項証明書（現在事項全部証明書）

イ 納付すべき市税、消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書

ウ 直近 3 年間の事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他経営の状況を明らかにする書類

5 質問及び回答

質問は、様式第 3 号により E-mail で提出してください。回答は、すべての応募者に E-mail で行います。質問の期限は、令和 7 年 11 月 17 日（月）正午までとします。

6 業務の範囲及び具体的内容

(1) 業務の目的

職員に食料品等物品を販売する業務

ア 営業日及び営業時間

営業は年中無休とし、営業時間は 24 時間営業とする。

イ 販売形式

清涼飲料水、菓子類及びカップラーメン等の飲料や軽食類を陳列し、選択する形態で販売すること。なお、運営にあたって店員の常駐は必須としないが、防犯カメラ等による所要のセキュリティ

ディ対策を講じるとともに、商品購入に係る支払いを無人決済等の手法により可能とすること。

ウ 提供価格

できるだけ廉価に販売すること。

エ 委託料等

市はこの業務に委託料を支払わない。また、赤字が生じても補填しない。

オ 運営方法

受託者は、売店利用者から直接料金を収受すること。なお、販売手数料は徴収しない。

カ 経費の負担（使用料等）

- ・行政財産の使用料 求めない
- ・光熱水費 受託者の負担
- ・建物の修繕 市と協議
- ・設備・備品 現状で貸与し修繕及び更新は受託者の負担
- ・消耗品 受託者の負担
- ・清掃 同上
- ・ごみの回収 求めない

(2) 契約期間

令和7年12月又は令和8年1月（予定）から1年（最長で5年間まで更新可）

※営業開始日については、市と協議したのちに決定する。

ただし、契約違反その他の事情により市が業務委託を継続することができないと認めるときは、ただちに契約を打ち切ることができるものとします。

契約期間が満了した時または契約を打ち切られた場合、直ちに受託業者の負担で原状に復していただきますが、受託業者はその際、市に対して一切の補償を請求することはできません。

(3) 運営の方針その他

ア 利用者の意見を反映させて、サービス向上に努めること

イ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項(下記 URL 参照) に準じて、合理的配慮の提供を行うこと

<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>

ウ 庁舎施設の使用及び業務の遂行にあたっては、環境汚染の防止、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量及びリサイクルなど、環境への影響に配慮して行うこと

エ 物品等の調達にあたっては、グリーン購入法の判断の基準を満たすこと

オ 市が公用で物品を調達する場合、口座振替による支払いができること

カ 災害時に市が必要とする物品の調達・提供等の協力を行うこと

(4) 希望販売品目

軽食（おにぎり、パン、カップラーメン等）、菓子類及び飲料水等の販売（酒類の販売は不可）

7 売店設置場所の使用許可

(1) 売店設置場所は、行政財産目的外使用許可申請書を提出していただき、使用を許可します。

(2) 使用料については、行政財産目的外使用料減免申請書を提出いただき、使用料を減免します。

(3) 行政財産目的外使用許可申請及び行政財産目的外使用料減免申請書は、1年ごとに提出していただきます。

## 8 その他

### (1) 接触の禁止

本件提案について、本市職員及び本件関係者に対する接触を禁止します。接触の事実が認められた場合は失格となる場合があります。

### (2) 申請内容の変更の禁止

軽易なものを除いて申請書類の内容を変更することはできません。

### (3) 虚偽の申請をした場合の無効

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

### (4) 書類等の取扱い

申請書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

### (5) 応募の辞退

申請書類提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

### (6) 費用負担

応募に要する費用は、申請者の負担とします。